

## 貸付事業 — 制度内容の改正 —

貸付事業の利用促進と不良債権発生防止を図るため、貸付の条件等が次のとおり改正となりました。

### ●貸付条件等の改正 平成22年8月申込み分から適用

#### ① 抵当権設定順位の拡大

抵当権の設定は第1順位が原則とし、住宅の新築または購入もしくは敷地の購入による貸付の場合で、既に他者を第1順位としているときは、「抵当権設定順位特例申請書」を提出することにより、第2順位まで認めていましたが、その順位が第3順位まで認められることになりました。

#### ② ボーナス併用償還の適用を拡大

ボーナス併用償還の適用

《現行》… 210万円以上の住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付

《改正後》… 50万円以上の普通貸付・住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付・特別貸付

※物資事業は、現行50万円以上でボーナス併用償還を選択できます。

#### ③ 申込み制限取扱いの変更

給料月額に対する毎月の返済額だけではなく、ボーナス時の返済額も加味され、年収に対する年間の返済額を審査することになりました。

《現行》… 貸付・物資を含む金融機関等からの借入金に対する毎月の返済額が、給料月額の30%を超えるとき。

《改正後》… 現行に加え、1年間の返済額が、年収(給料月額の16ヵ月分とみなす)の30%を超えるとき。

## 貸付事業 — 「だんしん」中途加入のご案内 —

団体信用生命保険「だんしん」は、組合員貸付(高額医療・出産貸付を除く)を受けている組合員の方が、貸付金の償還期間中に死亡又は高度障害になった場合、保険金により債務を相殺し、退職手当をご本人及びそのご家族のために確保できる保険制度です。万一の場合に備えてぜひご加入ください。

### ●加入資格

1つの貸付ごとに残高が50万円以上(平成22年9月末現在)あり、平成22年12月1日現在の年齢が満70歳未満の方で健康状況(告知事項)に合致する方です。

### ●募集対象者

- ① 新規の貸付申込時に加入しなかった方。
- ② 加入申込時に加入資格要件を満たすことができず、その後状態が改善した方。

### ●特約保証料(保険料)

貸付残高10万円に対して月額20円。(毎年12月に本人の指定する金融機関の口座から12ヵ月分を自動的に引き落とします。)

### ●保険金

平成22年9月末の貸付残高を基準とし10万円単位に切り上げた額。

### ●保障開始日

平成22年12月1日

### ●申込方法

所属所の共済事務担当課に備えてあります所定の申込書によりお申し込みください。

### ●申込期限

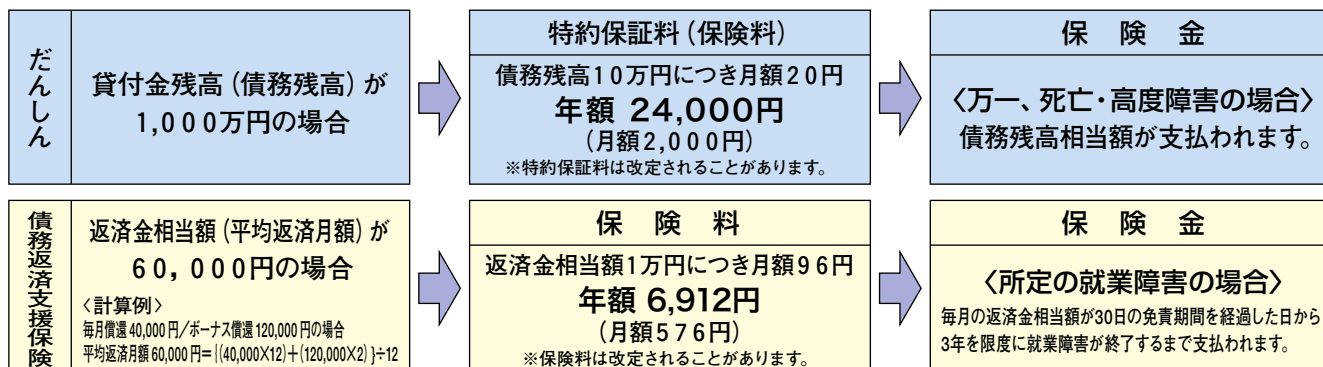
平成22年9月10日(金) 共済組合必着

### ❖債務返済支援保険について

「だんしん」の中途加入を希望する組合員の方は、同時に「債務返済支援保険」に加入することができます。

債務返済支援保険は、病気やケガにより休職となった場合に、その償還期間中の返済金相当額(毎月の償還金額)を補てんします。

保険料は毎月の償還金額1万円に対し月額96円です。



※告知事項等保険内容の詳細につきましては、所属所の共済事務担当課へ送付していますパンフレットをご参照ください。